第2期 福井県第一種特定鳥獣保護計画(ツキノワグマ)(案)の概要

1 目的

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、ツキノワグマの科学的・計画的な保護および管理を実施し、地域個体群の安定的な維持および人身被害の防止と農林業被害の軽減を目的とする。

- **2** 計画の期間 平成29年4月1日~平成34年3月31日
- 3 保護が行われるべき区域 福井県全域(嶺北地域と嶺南地域に区分して実施)

4 状況

- ・平成 18、19 および 27 年度に実施した生息数調査によると嶺北地域で約 400 頭~760 頭、嶺南地域で約 90 頭~190 頭と推計。
- ・有害捕獲数は大量出没年に急増するが、通常年は嶺北、嶺南ともに少数。
- ・狩猟捕獲は、嶺北地域では H22~27 年度では各年度 17~46 (平均 26 頭) で推移。嶺南地域では平成 27 年度に 4 頭 (その他の年度は捕獲なし)。
- ・人身被害はH22~28 年度に確認できたもので、嶺北地域では合計19人。嶺南地域では被害なし。
- ・農作物被害は山際の果樹で局所的に発生。林業被害は樹木へのテープ巻き等の防除により減少。

5 保護の目標

- ・個体群を安定的に維持しつつ、生息環境を保護・管理する。
- ・平野部等の人の活動が活発な地域での出没時には捕獲を行い、人身事故を防止する。

6 個体数の管理等に関する事項

管理地域	狩猟の規制	年間捕獲の上限数
嶺北地域	なし	生息数の 12%相当として 91 頭(ただし、上限数の 1.5 倍の捕獲数があった
		場合、超過分を翌年の上限数から削減)
嶺南地域	自粛要請	生息数の 8%相当として 15 頭

7 生息地の保護および整備等に関する事項

ツキノワグマの生息地の自然環境および人の土地利用状況を勘案して、ツキノワグマの生息環境を「生息保護地域」、「保護調整地域」、「被害防止地域」の3つに区分して実施する。

8 その他必要な事項

- ・県、市町、狩猟団体等の関係機関等が地域住民の協力を得て計画の実施に取り組む。
- ・モニタリング調査を実施(生息数推定、秋の出没予測、出没状況収集等)する。
- ・人身事故防止と錯誤捕獲の防止のため、はこわなの脱出口の資料を収集し対策を検討する。
- ・有害捕獲隊の担い手となる狩猟者の育成確保を行う。